

## クマ類による被害防止に向けた対策方針（案）

～クマとの軋轢の低減に向けた、人とクマのすみ分けの推進（仮）～

令和6年2月8日

クマ類保護及び管理に関する検討会

## 検討委員（五十音順）

- ・大井 徹 石川県立大学生物資源環境学部 特任教授
- ・小池 伸介 東京農工大学大学院 教授
- ・近藤 麻実 秋田県生活環境部自然保護課 主任
- ・佐藤 喜和 酪農学園大学農食環境学群 教授
- ・澤田 誠吾 島根県西部農林水産振興センター 主幹
- ・山崎 晃司 東京農業大学地域環境 教授（座長）
- ・横山 真弓 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

## 検討経緯

### （第1回）令和5年12月26日（火）

- ・クマ類の生息状況、被害状況等について
- ・関係団体ヒアリング（北海道、岩手県、秋田県、群馬県、富山県、兵庫県）

### （第2回）令和6年1月9日（火）

- ・関係団体ヒアリング（一般社団法人大日本猟友会、北海道農業協同組合中央会、公益財団法人日本自然保護協会、公益財団法人知床財団、NPO法人ピッキオ）
- ・クマ類による被害防止に向けた対策方針の論点について

### （第3回）令和6年2月8日（木）

- ・クマ類による被害防止に向けた対策方針（案）について

# 目次

1. はじめに .....	1
2. クマ類による被害等の現状について .....	2
(1) 生息状況 .....	2
(2) 出没状況、被害の発生状況 .....	2
(3) 捕獲状況 .....	3
(4) 出没要因 .....	4
3. クマ類による被害防止に向けた対策の方向性 .....	6
(1) 対策の目的 .....	6
(2) 対策の方向性 .....	6
① ゾーニング管理 .....	6
② 地域個体群に基づく広域的な管理 .....	6
③ モニタリングに基づく順応的な管理 .....	7
4. クマ類による被害防止に向けた行動 .....	8
(1) 指定管理鳥獣の指定 .....	8
(2) 人の生活圏への出没防止 .....	8
(3) 出没時の対応 .....	9
(4) 人材育成と配置 .....	10
(5) その他 .....	10

# 1. はじめに

- 我が国には、北海道にヒグマ、本州・四国にツキノワグマが生息している（以下、ヒグマ及びツキノワグマを「クマ類」という。）。クマ類の生息状況は地域によって異なるが、近年、北海道及び本州ではクマ類の分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の増加など、人とクマ類の軋轢が深刻化している。
- こうした中、令和5年の秋は、秋田県及び岩手県を中心に、市街地や集落など人の生活圏へのクマ類の出没が相次ぎ、人身被害が過去最多を記録するなど、甚大な被害が発生した。
- クマ類による被害は人身被害や農林業被害のほか、出没に対する不安、通学や散歩などの日常生活、更には観光への影響など多岐にわたる。クマ類との軋轢解消は社会的な課題となり、被害防止に向けた喫緊の対応が求められている。
- クマ類の生息状況は、個体数の増加が推定されている地域があるとともに、四国を除いて分布域が拡大し、人の生活圏に近づいてきている。
- このことは、人口減少・少子高齢化、都市への一極集中等に伴う、中山間地域での人間活動の低下、里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等により、人の生活圏周辺がクマ類に適した生息環境に変化しつつあることが背景にある。
- このような状況を踏まえ、「令和5年度クマ類保護及び管理に関する検討会」では、科学的知見に基づき、クマ類の出没や被害の発生要因を分析し、被害防止に向けた総合的な対策の方針（以下、「対策方針」という。）を取りまとめた。
- 対策方針の基本的な考え方は、クマ類の地域個体群<sup>1</sup>の将来的な存続を担保しつつ、人身被害対策を強化することである。そのためには、個体群の保全に十分な配慮をした上で、個体数管理など人の生活圏への侵入を防止する具体的な対策を順応的に、かつ強力に推進することで、人とクマ類の空間的なすみ分けを図ることが重要である。
- 本対策方針を踏まえ、環境省をはじめとする関係省庁は都道府県等と連携して、被害防止に向けた対策を着実に実施していくことが望まれる。

---

<sup>1</sup> 個体の自由な移動によってその内部で自由な繁殖が確保される同種個体の集団。遺伝的特性や生態的特性で分類されるほか、個体の移動を妨げる山塊などの地形が、地域個体群どうしの境界となる。

## 2. クマ類による被害等の現状について

### (1) 生息状況

- ヒグマは、北海道に広く生息しており、平成 16 年度から平成 30 年度にかけて分布域は約 1.3 倍に拡大<sup>2</sup>した。令和 2 年度の個体数は中央値で 11,700 頭<sup>3</sup>と推定され、平成 2 年度の 2 倍以上に増加した。
- ツキノワグマは、本州及び四国の 33 都府県に恒常的に分布しており、平成 16 年度から平成 30 年度にかけて全国的に分布域が約 1.4 倍に拡大<sup>2</sup>した。他方で、四国は分布域が縮小し、九州地方では平成 24 年に絶滅と判断されている。特定鳥獣保護管理計画制度が創設された平成 11 年度以降、本州の多くの地域で個体数の増加が推定され、個体群の安定化が図られたと考えられている。

### (2) 出没状況、被害の発生状況

#### (ヒグマ)

- 出没に関する北海道警察への通報件数は増加傾向にあり、令和 5 年度は 12 月末時点で 4,055 件と過去最多となった。北海道の 9 割以上の市町村で集落でのヒグマの出没が報告されており、その半数以上の集落で出没件数の増加<sup>4</sup>が示されている。
- 人身被害は、平成 20 年度以降、年平均 3 人程度で推移していたが、令和 3 年度に 14 人で過去最多となった。こうした人身被害は、狩猟・許可捕獲時や山菜採り・キノコ狩り等の森林内での活動中の事故が大部分を占めてきたが、令和 3 年 6 月に札幌市東区の市街地にヒグマが侵入して 4 人が負傷するなど、近年、市街地中心部での発生も見られた。
- 人身被害件数はツキノワグマと比較すると少ないが、平成 20 年度～令和 6 年 1 月末までの事故発生時の被害者の死亡率は 24%<sup>5</sup>であり、ツキノワグマと比較して非常に高い（ツキノワグマは 2.3%<sup>5</sup>）。
- 農林水産業被害額は昭和 40 年代以降増加傾向にあり、令和 4 年度は約 2.7 億円で過去最多<sup>6</sup>となっており、その半分を家畜飼料用作物であるデントコーン<sup>7</sup>が

<sup>2</sup> 参考資料：環境省自然環境局生物多様性センター．2019．平成 30 年度（2018 年度）中大型哺乳類分布調査報告書。

<sup>3</sup> 参考資料：北海道．2022．第 2 期ヒグマ管理計画。

<sup>4</sup> 参考資料：北海道管区行政評価局．2021．ヒグマの人里への出没対応等に関する実態調査結果報告書。

<sup>5</sup> 参考資料：環境省．クマに関する各種情報・取組．クマによる人身被害件数（速報値）。

<sup>6</sup> 参考資料：北海道．野生鳥獣被害調査結果（令和 4 年度分）。

<sup>7</sup> 参考資料：環境省．令和 5 年度クマ類保護及び管理に関する検討会第 1 回 北海道発表資料。

1 占めた。

2  
3 **(ツキノワグマ)**

4 ○ 中長期的には、出没件数、人身被害は増加傾向にある。また、平成 12 年以降、  
5 大量出没<sup>8</sup>の発生により、人身被害が顕著に増加する年が繰り返された。令和 5  
6 年度は出没件数 23,669 件（12 月末時点）、人身被害件数 197 件（被害人数 218  
7 人）（1 月末時点）で、いずれも過去最多を大きく更新した。

8  
9 ○ 令和 5 年度の人身被害の発生は東北地方に集中しており、秋田県及び岩手県で  
10 本州の半分以上を占めた。また、特に 9 月以降に市街地や人家周辺、農地など人  
11 の生活圏での人身被害が多く発生した。

12  
13 ○ 個体数の増加が確認されている地域の中には、低標高域や海岸まで出没が広  
14 がるなど、従来とは異なる出没状況も確認されている。

15  
16 ○ クマの生息域と人の生活圏が入り組んでいる地域では、放任果樹（カキ、ク  
17 リなど）や生ごみ等の誘引物がなくても集落内に出没する個体も確認されてお  
18 り、分布の拡大に伴い、集落周辺に定着する個体や、集落内に侵入する個体が  
19 増加していることが考えられる。

20  
21 ○ 人の生活圏に出没することで、人身被害の発生リスクが高まるだけでなく、  
22 出没による恐怖心や危険回避に起因する日常生活の制限などの生活・精神的な  
23 被害が発生している場合もある。

24  
25 **(3) 捕獲状況**

26 ○ ヒグマ及びツキノワグマの許可捕獲<sup>9</sup>数は、その年の出没状況等によって変動  
27 するが、中長期的には増加傾向にある。

28  
29 ○ 令和 5 年度は過去最多の大量出没に伴い、許可捕獲数も全国で 8,733 頭（12  
30 月末時点）と過去最多となった。この捕獲数が個体群に及ぼす影響について、  
31 モニタリングを行い科学的に把握・評価する必要がある。また、ニホンジカや  
32 イノシシのわなでの錯誤捕獲<sup>10</sup>が増加している地域があり、対策が必要である。

---

<sup>8</sup> 秋になっても出没が収まらず、例年の数倍のクマが出没し、被害防止のために多くのクマが捕獲される年のこと。

<sup>9</sup> 鳥獣保護管理法の第九条で定められる生態系や農林水産業に対して鳥獣による被害が生じている場合や、学術研究上の必要性が認められる場合に、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて実施される捕獲のこと。鳥獣保護管理法第九条で定められる。

<sup>10</sup> 捕獲等の許可を受けた対象鳥獣以外の鳥獣が誤って捕獲されること。

## 1 (4) 出沒要因

### 2 (ヒグマ)

- 3 ○ 北海道での春グマ駆除の廃止（平成元年～令和4年）による個体数の増加と分  
4 布の拡大に加えて、林業従事者・狩猟者の減少による森林内における活動人口  
5 の減少等によって、森林内で人に追われる機会等が減少することで、人への警  
6 戒心が薄くなり、集落周辺まで分布域が拡大している。
- 7
- 8 ○ 近年、札幌市周辺の森林で親子グマが確認されるなど、都市周辺にヒグマが  
9 定着する事例が報告されており、人の生活圏のごく近い場所に恒常的に生息し、  
10 繁殖している地域がある。
- 11
- 12 ○ 農業の機械化・集約化、営農規模の拡大等に伴い、広大な農地で人の姿が減  
13 少したこと、電気柵等による防除が行き届かないことによって、農地に積極的  
14 に侵入する個体が見られる。電気柵等による防除が十分でない状態で、デント  
15 コーンの作付を拡大したことも農地に誘引する要因となっている。
- 16
- 17 ○ 本来の生息地である森林から市街地に連続的に伸びる緑地（河川敷、河畔林、  
18 段丘林、防風林、都市公園等）や河川等が、市街地への侵入経路となり市街地  
19 への出沒の要因となっていると考えられる。
- 20
- 21 ○ 秋期の出沒は、堅果類<sup>11</sup>や液果類<sup>12</sup>の結実量、地域によってはサケ、マスの遡  
22 上量の影響を大きく受けている。これらのことから食物が不足する秋には行動  
23 圏が変化もしくは拡大し、食物が比較的多くある低地や集落への出沒の要因と  
24 になっている。

### 26 (ツキノワグマ)

- 27 ○ 林業や狩猟、里山利用など森林内における活動人口の減少等によって、森林  
28 内で人に追われる機会が減少し、人への警戒心が薄れていると考えられる。加  
29 えて、集落周辺での分布域の拡大が、容易に出沒する要因のひとつとなってい  
30 る。
- 31
- 32 ○ 人口減少・高齢化による中山間地域での人間活動の低下、耕作放棄地の拡大、  
33 放任果樹の増加等により、人の生活圏周辺がツキノワグマの生息に適した環境  
34 に変化しつつあり、集落周辺に定着した個体も見られる。
- 35
- 36 ○ 市街地等の周辺に生息している個体が放任果樹や生ゴミ、電気柵等による防

---

<sup>11</sup> クリ、クルミ等のように果実が硬い殻に包まれ果皮は乾燥して木化し裂開せず、1～数個の種子を  
含む果実。ここでは特にヒグマの餌となるドングリ類、オニグルミを指す。

<sup>12</sup> 果皮の一部が多肉質または液質となる果実。ここでは特にヒグマの餌となるコクワ、ヤマブドウ等  
を示す。

1 除が十分でない農地等に誘引されたり、森林から連続的に伸びる緑地（河川敷、  
2 河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）や河川等を利用し、市街地等に侵入し  
3 ている。森林から遠く離れた場所にも緑地を利用して移動することもあるほか、  
4 市街地内でも緑地を利用して移動することがある。

5

6 ○ 秋期の出没は、各地域でブナ科堅果類をはじめとする秋季の主要な食物の資  
7 源量の影響を大きく受けており、食物が大きく低下する時にはオスに加えて定  
8 着性が高いメスも秋期の行動圏が拡大する。こうした年には、夏から出没と被  
9 害の増加が見られる場合もあり、原因の究明が必要である。



### 3. クマ類による被害防止に向けた対策の方向性

#### (1) 対策の目的

- クマ類による被害防止に向けた対策は、①人の生活圏とクマ類の生息域の空間的な分離（すみ分け）、②2000年代以降に頻発している大量出没による人とクマ類との軋轢の低減を大きな目的とする。
- 本目的を達成するために、①では「ゾーニング管理」のより一層の推進、②では「個体数の管理」、「誘引物除去」など予防的対策を推進する。
- なお、捕獲等の施策によって地域個体群の安定的な存続に支障が生じることがないように、「ゾーニング管理」、「地域個体群に基づく広域的な管理」、「モニタリングに基づく順応的な管理」の3つの管理の下で実施する。

#### (2) 対策の方向性

##### ① ゾーニング管理

- 人とクマ類の空間的なすみ分けを図るため、人の生活圏とクマ類の生息域を区分するゾーニング管理を推進する。

##### (ゾーンごとの保護・管理の考え方)

- 人の生活圏（市街地・農地等）：クマ類を生息させず、人の安全を最優先する。放任果樹等の誘引物の除去・管理、集落周辺の刈り払いといったクマ類の出没を防止する対策を徹底し、侵入したクマ類は速やかに排除する。
- 緩衝地帯<sup>13</sup>（人の生活圏と保護優先地域間の地域）：人間とクマ類の空間的なすみ分けを図る。伐採や刈り払いなどの環境整備や捕獲、林業等の人間活動を実施する。
- 保護優先地域（奥山等）：地域個体群の安定的な維持を図りつつ、クマ類にとって良好な生息環境を保全する。観光利用等が行われている生息域では、不意の遭遇を回避するための利用者への普及啓発等の予防策を徹底する必要がある。

##### ② 地域個体群に基づく広域的な管理

- クマ類は行動圏が広く、都道府県の行政界をまたいで広域的に移動することから、地域個体群を基に設定された同一の保護管理ユニット<sup>14</sup>の関係行政機関が

<sup>13</sup> クマ類の生息地の一部だが、環境整備等の人間活動により、物理的又は心理的に人間とクマ類のすみ分けを図るための地域。

<sup>14</sup> 既存の地域個体群の分布境界をもとに、行政界等を考慮して広域的な保護・管理を行うために定めた行政単位。ツキノワグマでは18ユニット、ヒグマでは「北海道ヒグマ管理計画」に基づく地域個体群単位での5ユニットがある。

1 連携・協力して調査・モニタリングを実施し、これらの結果（個体数、個体群  
2 動態、軋轢指標とその動向）に基づいて、共同して管理を行っていく必要がある  
3 がある。なお、管理にあたっては、保護管理ユニット単位で個体群の存続に必要な  
4 個体数を確保することが前提となる。

- 5  
6 ○ 特にツキノワグマは、ブナ科堅果類の結実量の年変動に対応して出没が多発  
7 することにより、捕獲数が増加し、地域個体群への影響が大きくなる場合があ  
8 る。そのため、同一の保護管理ユニットの関係行政機関が協議・調整し、整合  
9 性のある保護・管理方針のもと、保護管理ユニット全体で計画的に保護・管理  
10 を進める必要がある。

### 12 ③ モニタリングに基づく順応的な管理

- 13 ○ 個体群の安定的な維持を図りながら被害対策を進めていくために、保護管理  
14 ユニット全体での分布や個体数、軋轢を評価するモニタリングを定期的を実施  
15 し、個体群が適正な生息状況となるよう、順応的な保護・管理を進める必要が  
16 ある。

- 17  
18 ○ このため、分布調査、捕獲個体に関する情報収集、人の生活圏周辺に生息す  
19 る個体のモニタリングなどを継続的に実施し、経年的な生息動向を把握すると  
20 ともに、モニタリング結果を踏まえ、順応的な管理を行う必要がある。また、  
21 被害管理に求められる農業被害や精神被害など社会的な許容度等の情報も収  
22 集・分析を進める必要がある。

- 23  
24 ○ モニタリングの実施にあたっては、モニタリングの実施体制の構築が重要で  
25 あり、省庁横断的な連携も必要である。また、現在のモニタリング技術の限界  
26 を踏まえ、新たなモニタリング技術の開発も必要である。

## 4. クマ類による被害防止に向けた行動

### (1) 指定管理鳥獣の指定

- クマ類の分布は、四国を除き本州の広い地域で拡大する傾向を示しており、それに伴って、人の生活圏での出没や人身被害が増加している。今後、分布の拡大地域では個体数がさらに増加し、人の生活圏での人身被害が増加するおそれがある。このため、絶滅のおそれの高い四国の個体群を除くクマ類を指定管理鳥獣に指定することで、都道府県及び広域協議会による集中的かつ広域的な管理を支援する必要がある。ただし、クマ類は、既に指定管理鳥獣に指定されているニホンジカ・イノシシとは、繁殖力、個体数の水準、被害の様態が異なることから、効果的な被害低減を行うためには、ニホンジカ・イノシシとは異なる支援メニューを検討する必要がある。
- このため、都道府県等への支援に当たっては、紀伊半島のように管理に必要な情報が蓄積されていない地域個体群も存在することを踏まえ、保護管理ユニットの生息環境や分布、個体数等についての適切なモニタリングの実施を前提として、過度な捕獲が行われないう、捕獲の目的を明確に定め、その目的に合致するよう捕獲数、時期、場所、手法を限定して確実に、かつ順応的管理<sup>15</sup>の考え方のもとに実行する必要がある。また、捕獲に偏った対策とならないよう、市街地等への出没を防止するための対策や出没時の体制構築、人材育成、普及啓発等への支援を強化することで、被害の低減と個体群の保全のバランスのとれた支援を行う必要がある。
- その上で、これまでのクマ類の個体群管理は、保護管理ユニットの安定的な維持を前提にしつつ、有害性の高い問題個体を選択的に捕獲する「個体管理」と、人の生活圏に侵入した個体を排除する「ゾーニング管理」が基本であったが、加えて、人の生活圏への出没を未然に防止する目的で、地域の状況に応じて人の生活圏周辺の緩衝地帯管理強化ゾーンを設け、環境整備とともに「個体数管理」のオプションを選べるようにする必要がある。

### (2) 人の生活圏への出没防止

- 人の生活圏への出没は、捕獲強化だけでは防ぐことは困難なことから、人身被害発生危険性を最小限にし、農林業被害を低減するために、集落周辺での放任果樹、生ゴミ、コンポスト、収穫残渣等の誘引物の除去等の管理の徹底、農地への侵入を防止するための電気柵の設置、威嚇弾等による追い払い等の複合的な被害防除を効果的に進めるための対策を強化する必要がある。

<sup>15</sup> 未来予測の不確実性を考慮し、継続的なモニタリングと検証によって計画を随時見直し修正を行う管理手法のこと。

- 1 ○ 人の生活圏への侵入を防止するため、人の生活圏と接する山林や耕作放棄地  
2 等の刈り払いや緩衝帯の整備、クマ類の移動ルートとなる緑地（河川敷、河畔  
3 林、段丘林、防風林、都市公園等）や河川等の生態系ネットワーク<sup>16</sup>における生  
4 息環境管理を効果的に進めるため、関係省庁及び部局の連携による対策の強化  
5 が必要である。また、緑化樹木の果実を食物として利用する場合もあることか  
6 ら、クマ類の移動ルートとなりうる緑地における緑化樹木の管理の際に、クマ  
7 類の出没に関して配慮することが必要である。さらに、出没実態を調査分析し、  
8 効果的な出没防止手法を開発する必要がある。
- 9
- 10 ○ クマ類では、越冬準備期に当たる秋期において、主要食物が欠乏すると大量  
11 出没し、被害が急増する被害発生パターンが特徴的である。出没予測を継続す  
12 るとともに、過去の出没事例から出没危険個所をあらかじめ抽出し、環境整備  
13 や誘引物の管理等の予防的な措置を平時から進めておくことが重要である。さ  
14 らに、長期的には、凶作に伴う大量出没の程度を軽減できるような適切な個体  
15 群の分布や個体数水準についての検討を、管理の実行・評価・改善のサイクル  
16 の中で実施し、予防的な捕獲も選択肢として検討する。

### 18 (3) 出没時の対応

- 19 ○ クマ類の市街地等への出没時には、出没情報の収集・早期共有や迅速な対応  
20 に関する高い技術力等が必要となる。そのため、都道府県及び市町村の関係部  
21 署が、警察や猟友会等と連携して、対応マニュアル等の作成により関係者間の  
22 連絡体制をあらかじめ構築するとともに、対応の考え方について共通認識を持  
23 った上で各関係者の役割分担と指揮系統を明確化するなど、対応体制を強化す  
24 る必要がある。
- 25
- 26 ○ クマ類が市街地等へ出没した場合、周辺住民等の安全確保の観点から迅速に  
27 事態を収束させる必要があるが、鳥獣保護管理法では住居集合地域等における  
28 銃猟が禁止されているため、警察官職務執行法を適用したり、警察官が不在の  
29 際にはハンター自らが緊急性を判断するなどして応急的な対応をしているところ  
30 だが、出没対応中の人身被害も発生している。銃猟に伴う住民等の生命又は  
31 身体への危険性、クマ等による住民等への危害防止の緊急性、捕獲等に携わる  
32 従事者の安全性の確保、万が一事故が起きてしまった場合の責任の所在等の観  
33 点から、役割分担と指揮系統を明確にするとともに、迅速な現場対応が行われ  
34 るよう、鳥獣保護管理法の改正も含めて国が早急に対応方針を整理し、都道府  
35 県等に周知する必要がある。また、住居集合地域等へ出没した際に適切に対応  
36 できる人材の配置が必要である。

---

<sup>16</sup> 生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐ取り組みのこと。

- 1 ○ 市街地等における麻酔銃による対応は、麻酔効果が得られるまでに時間を要  
2 することから、二次的な被害が発生する可能性等を踏まえ、国がクマ類への対  
3 応事例を収集・整理し、確実に安全確保ができる条件等について都道府県等に  
4 周知する必要がある。

#### 6 (4) 人材育成と配置

- 7 ○ 対策の実行性を持たせるためには、クマ類の生態や順応的管理を理解した上  
8 で、各種データの収集・分析、実施計画の策定、計画に基づく対策の実施、見  
9 直しのためのモニタリング等の管理を行いながら、関係機関との連携体制を構  
10 築しながら出沒への緊急対応等ができる人材の育成と体制整備が各保護管理ユ  
11 ニットに必要である。

- 13 ○ クマ類は他の鳥獣と比較して、捕獲を実施する際の危険度が大きいとため、捕  
14 獲や放獣に関する正しい知識と技術を有した捕獲技術者の育成・確保が必要で  
15 ある。このことから、都道府県及び市町村は捕獲技術者の育成のため、地域で  
16 対策を実施する専門職員や捕獲技術者に対して研修会や技術指導を継続的行  
17 うとともに、新たな人材の育成を行う必要がある。

- 19 ○ 県・市町村の担当職員の専門知識の向上のため、大学における専門的なカリキ  
20 ュラムを受講することによる新たな専門的な人材育成を養成するとともに、現  
21 職の担当職員に対する実践的な学習機会を提供することによりレベルアップを  
22 図る必要がある。

#### 24 (5) その他

##### 25 (過度な苦情への対応)

- 26 ○ クマ類の捕殺に関して、関係自治体や捕獲従事者に対して過剰な批判が寄せ  
27 られている場合がある。国、都道府県、関係学会、NGO 等が連携して、人身被  
28 害を防止するために、人の生活圏に出沒したクマ類の捕殺の必要性等について、  
29 科学的根拠を踏まえた情報とともに、クマ類の生態や現場の状況・背景につ  
30 いての情報の発信を強化し、広く社会の理解を求めていく必要がある。

##### 32 (DX<sup>17</sup>の推進)

- 33 ○ クマ類による人身被害を未然に防止するため ICT<sup>18</sup>等を活用し、データ蓄積と  
34 活用を進め、クマ類の出沒情報等について速やかに地域住民等に情報提供を行  
35 うとともに、被害の軽減及び未然防止の取組を進める必要がある。また、適切

<sup>17</sup> デジタルトランスフォーメーションの略。ここでは、デジタル技術を使った変革により、情報を効率的にデータベース化を図り処理することで対策等の推進を図ることを示す。

<sup>18</sup> 情報通信技術。ここでは、衛星通信型自動撮影カメラ等の活用により速やかに情報収集を図る技術を示す。

1 なモニタリングを継続して実施していくために、ICT等を用いた省力化を図るモニタリング手法の開発も必要である。

3

4 **(絶滅の危険性が高い個体群への対応)**

5 ○ 四国のように個体数が減少して、絶滅の危険性が極めて高い状況となっている個体群については、関係機関が連携して適切なモニタリングを実施するとともに、生息環境の改善と個体数の回復に向けた取組を強化し、次の段階の行動に可及的速やかに移行する必要がある。

9

10 **(持続可能な地域づくりの観点からの被害対策の方法等の検討)**

11 ○ 人口減少・高齢化が進行し、中山間地域を中心に人間活動が縮小していく中で、クマ類を始めとする鳥獣被害対策を効果的・効率的に進めるための持続可能な地域づくりの観点から、被害対策の方法等について検討を行う必要がある。

13